

保護者様

出席停止の取り扱いについて

台東区立平成小学校長

学校保健安全法施行規則の定める疾病（次頁参照）にかかった場合、出席停止になります。医師の許可が出るまでは登校できません。定めるとおりの期間、十分に休養させてください。出席停止措置の期間は欠席扱いにはなりません。

かかった可能性がある場合や診断された場合は、必ず学校にご連絡をお願いします。

医師の指示に従い休養し、登校の際には、感染症ごとに指定された様式を作成のうえ、登校時にお子様に持たせてください。ご不明な点は、学校にお問い合わせください。

●以下の疾病に罹患し、台東区内の医師会に加入する医療機関を受診した場合は、「治癒証明書」（別紙）をご提出ください。受診の際に、医療機関に申し出て受け取ってください。無料で作成されます。学校にも用紙がありますので、学校で受け取り、医療機関に持参することも可能です。

麻疹、風疹、水痘、伝染性紅斑（りんご病）、溶連菌感染症、手足口病、伝染性膿痂疹（とびひ）、百日咳、マイコプラズマ感染症、流行性耳下腺炎、腸管出血性大腸菌、咽頭結膜熱、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎

●インフルエンザ・感染性胃腸炎・新型コロナウイルス感染症に罹患した場合、もしくは上記疾病でも台東区内の医師会に加入していない医療機関を受診した場合は、「出席停止解除願」（以下）を保護者が記入しご提出ください。※病状により、医師の証明書を提出していただく場合があります。

き り と り せ ん

出席停止解除願（保護者が記入）

台東区立平成小学校長様

年 組 児童名

主治医より登校許可がでましたので、出席停止の解除をお願いします。

1、出席停止期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

2、疾病名 ☒をつけてください。

☐インフルエンザ（ ）型 ☐新型コロナウイルス感染症 ☐（他： ）

※インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症の場合、下記もご記入ください。

①発熱した日（ 月 日） ②熱が下がった・症状が軽快した日（ 月 日）

3、受診医療機関

医療機関名
住 所
電話番号

《学校保健安全法施行規則に定める感染症等》

	感染症の種類	出席停止期間の基準等
第一種	エボラ出血熱、クリミヤ・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白随炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまでまたは5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふく)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。
	風疹(三日はしか)	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	その他の感染症の例 溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑(りんご病)、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎(ノロウイルス等)など	条件により出席停止となる感染症であり、校長が学校医その他の医師の意見を聞き、期間を決定する。